枚方市ボランティア輸送補助金交付要領

第１　趣旨

この要領は、枚方市補助金等交付規則（昭和 40 年枚方市規則第 30 号）及び枚方市ボランティア輸送補助金交付要綱の規定に基づき、ボランティア輸送補助金（以下「補助金」という。）の交付手続について必要な事項を定めるものとする。

第２　補助金の交付の対象

補助金の交付の対象となる者は、ボランティア輸送を行う非営利団体とする。ただし、ボランティア輸送の輸送経路がバスなどの公共交通機関の路線設定と重複するなどの理由から、既存の公共交通機関を阻害する恐れがある場合は、補助対象外とする。

第３　補助対象経費

補助対象経費の例示は概ね次のとおりとする。

⑴　ボランティア輸送に適合した自動車保険に係る経費（自動車保険料）

⑵　運転者講習会の受講に係る経費（参加費、資料代（交通費は含まない。））

⑶　試験輸送に係る経費（使用車両（レンタルカー等を使用する場合）にかかる費用、保険料（ガソリン代は含まない。））

第４　補助金の額

試験輸送に係る経費として、保険料の補助額は 1 団体の 1 日当たりの補助金額の上限を 2,000 円とする。

第５　対象期間

⑴　補助金の交付対象期間は、会計年度期間（4 月 1 日～翌年 3 月 31 日まで）とする。

⑵　交付対象期間が年度をまたぐ場合は、補助金の交付を決定した日（以下、「交付決定日」という。）から交付決定日の属する年度の 3 月 31 日までを当該年度の交付対象期間とし、残りの期間については、翌年度の交付対象期間とする。

第６　申請書の様式及び添付書類

⑴　補助金の交付に係る申請書の様式は、別紙「交付申請書」（様式第 1 号）のとおりとする。

⑵　補助金の交付に係る申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

①　ボランティア輸送事業計画書（様式第 2 号）

②　予算書（様式第 3 号）

③　ボランティア輸送実施規約

④　団体規約

⑤　団体組織図

⑥　団体役員名簿

⑶　予算書には補助金の使途が確認できる予算額を計上しなければならない。

⑷　その他市長が必要と認める書類。

第７　申請書及び添付書類の審査

申請書及び添付書類の内容について、必要に応じて被補助者にヒアリングを行い、是正を求める。

第８　交付の決定

⑴　補助金を交付することが適当と認めたときは、予算の範囲内で補助金の交付の決定をする。

⑵　補助金の交付を決定したときは、その旨を交付決定通知書(様式第 4 号)により速やかに当該被補助者に通知する。

⑶　第１項の規定による交付決定に際し必要な条件を付けることができる。

第９　承諾事項

被補助者は、交付決定を受けた事業の内容を変更したり、事業を中止、又は廃止したりする場合は、事前に市長に報告しなければならない。ただし、次に例示する変更、中止は除く。

⑴事業の開催日時の変更

⑵天災、その他やむを得ない事情による事業の開催回数の減少

第 10　実績報告の様式及び添付書類

⑴実績報告に係る報告書の様式は、「実績報告書」（様式第５号）のとおりとする。

⑵実績報告に係る報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

①ボランティア輸送事業報告書（様式第６号）

②決算書（様式第７号）

③領収証

⑶決算書には、補助金の交付に係る収支を記載しなければならない。

第 11　領収書の取扱い

⑴報告書に添付する領収書は、補助金交付額に係るものとし、写しも可とする。

⑵領収書は、発行日、金額、使途、領収書の受取り名義、発行元が明記されたものとする。また、領収書の名義は原則として、構成団体名を記載するものとする。

第 12　補助金等の額の確定

報告書及び添付書類について審査を行い、補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、確定通知書（様式第８号）により被補助者に通知する。

第 13　補助金の交付方法等

⑴補助金は、原則として精算払いにより交付するものとする。

⑵補助対象行為の内容等に照らして必要があると市長が認めるときは、枚方市補助金等交付規則第 17 条１項に基づき、概算払いを行う。

⑶被補助者は、補助金の交付を受けようとするときは、別紙「補助金交付請求書兼口座振込依頼書」（様式第９号）により請求するものとする。

第 14　公表

補助金の事業内容（被補助者から提出された事業報告書、決算書等）は、市のホームページ等により公表を行うものとする。

この要領は、令和３年(2021 年)4月１日から施行する。

この要領は、令和５年(2023 年)1月 16 日から施行する。

この要領は、令和５年(2023 年) ３月２日から施行する。